令和元年度（平成３１年度）上天草市移住促進のための産業体験イベント事業
委託業務仕様書

１　業務名

令和元年度（平成３１年）上天草市移住促進のための産業体験イベント事業委託業務

２　業務目的

本市では、これまで海を中心とした豊かな自然と人材や資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、人口減少に歯止めがかからない状況を踏まえた移住・定住施策にも積極的に取り組んできた。

しかしながら、依然として市外への流出等による人口減少と、それに伴う基幹産業（海運業等）の担い手不足が深刻化している状況から、本市への移住・定住促進に加え、本市の基幹産業とのマッチング機会を創出していく必要がある。

そこで、市外在住者で移住志向のある者を対象に、大都市圏において本市の魅力ある産業や仕事を紹介及びＰＲし、本市の魅力ある基幹産業に触れることのできるイベントを開催するとともに、同イベントの参加等を通じて本市への移住を検討する者に対しては、本市に来訪させて実際に魅力ある産業や自然環境を体験する機会を創出し、県外から本市への移住・定住の促進を目的とする。

３　委託期間

契約締結日の翌日から令和２年２月２８日（金）まで

４　業務内容

（１）　九州圏内において、移住検討者等に対し本市の魅力ある産業を広くＰＲするとともに、福岡市において本市の所有する海運業疑似体験システムや動画を活用した産業体験イベントを開催してマッチング機会を創出し、本市への移住促進に繋げるものとする。

ア　産業体験イベントの開催業務

福岡市において、移住希望者、求職・転職希望者、船員希望者等を対象として、本市が所有する海運業疑似体験システム（Ｓｍｏｏｔｈ Ｓｐａｃｅのパネルモデル（ＮＥＣネッツエスアイ株式会社の登録商標）の仕様の一部を変更したものをいう。））やＰＲ動画を活用した産業体験イベントの開催、機材運搬・設置・操作及びイベントの周知

を行うこと。（１回以上）

イ　市の魅力ある産業のＰＲ業務

上天草市の魅力ある産業を広くＰＲして日常的なマッチング機会の拡大を図るため、マスメディア等を活用して移住希望者、求職・転職希望者、船員希望者等に対し、それぞれに応じた市の魅力ある産業の周知を行うこと。

ウ　実績報告に関する業務

産業体験イベントの開催中の様子を撮影し、業務完了時に記「５」の納入成果物を提出すること。

エ　お試し体験の企画・実施

産業体験イベントへの参加者等を通じて、本市への移住を検討している者を対象に、本市に３人以上来訪させて魅力ある産業と自然環境に触れることのできるお試し体験を企画し実施する。

オ　その他

（ア）　産業体験イベント参加者に対するアンケート調査を実施すること。

（イ）　各関係先との連絡調整を行うこと。

また、本市所有の海運業疑似体験システム及びＰＲ動画を活用し、本市の魅力ある産業や仕事の紹介及びＰＲを実施する。

（ウ）　（１）に係る一切の経費は、受託者が負担するものとする。

（２）　産業体験イベントの概要

ア　実施日

契約締結日の翌日から１２月１５日（日）までの休日２日間のイベントを１回以上開催する。

イ　実施場所

福岡市内中心部の屋内イベントスペース

ウ　イベント参加募集対象者

移住希望者、求職・転職希望者、船員希望者等それぞれ対象にした効果的な周知を行うこと。

エ　イベント出展に係る資料の作成

必要に応じて、上天草市役所総務企画部企画政策課（以下「主管課」という。）が求めるイベント当日までの当該イベント開催に係る資料を作成すること。

オ　イベントの内容

（ア）　市所有の海運業疑似体験システムの活用

本市が所有する海運業疑似体験システムを活用して、イベント

会場と市内海運業を結び、同会場にて参加者が海運業の疑似体験の機会を創出するため、熊本県海運組合との調整を図るとともに同機器の運搬や設置を行う。また、保守を行うことができる者をイベント会場及び市内に配置すること。

（イ）　市所有の産業ＰＲ動画等の活用

イベント会場に映像機器を調達及び設置して市が所有する産業ＰＲ動画等を会場内で放映すること。

なお、映像機器のディスプレイは６０インチ以上とする。

（ウ）　海運業疑似体験システム等の設置に係る事前準備

海運業疑似体験システム及び映像機器の設置に際し、電源等の確保並びにインターネット回線接続の可否等環境整備を確認することとし、事前テストを行うこと。

（エ）　イベント会場の運営

イベント当日においては、参加者に混乱が生じないようイベントの構成を検討したうえで、案内板の標示及び司会者を配置するなどして運営すること。

（オ）　本市職員が行う相談窓口の設置

イベント会場には、本市職員２名程度による移住・定住に関する相談窓口設置のためのスペースを確保するとともに、長机、椅子及びパンフレットラックを配置すること

（カ）　その他

同イベントの集客力向上のため、あらゆる創意工夫を行うこと。

（３）　本市の魅力的な産業ＰＲ業務の概要

移住希望者、求職・転職希望者、船員希望者等に対し、それぞれに応じた市の魅力ある産業の周知を行うこと。周知に当たっては、ＴＶのＣＭやリクナビ、マイナビ等就職・転職サイト等へ広告出稿、ＳＮＳや広告チラシ等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。

（４）　お試し体験の概要

本事業で実施する産業体験イベントの参加者や本市への移住を検討している者などを対象として、実際に本市へ来訪させ、興味のある産業を体験する機会を創出するだけでなく、市内宿泊施設への宿泊を通じた食や温泉など、上天草市の環境の魅力も体験できるよう企画し実施すること。

（５）　各関係先との連絡調整について

産業体験イベントの開催やお試し体験に関して、次の事項の連絡調整を行うこと。

ア　産業体験イベントの会場使用に関すること。
イ　海運業疑似体験システムの使用の際の市内海運事業者との調整に関すること。
ウ　お試し体験の実施に係る産業関係者や市内宿泊施設との連絡調整に関すること。

（５）　その他

本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の目的を達成するために必要な取組については、受託者からの提案により、主管課と協議の上、実施すること。

５　納入成果物

（１）　４の業務内容に関する成果品等を次のとおり提出すること。

提出物	部数	提出時期	備考
業務着手届	1	着手時	紙媒体
会議資料、議事録	1	その都度	紙媒体・電子媒体
業務完了報告書	1	令和２年２月２８日	紙媒体・電子媒体
実施状況写真	1	令和２年２月２８日	紙媒体・電子媒体
業務完了届	1	業務完了時	紙媒体

（２）　納入先

主管課

６　検査

完了検査は、５の納入成果物により実施する。

７　特記事項

（１）　秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（２）　権利義務の譲渡等

委託者の承諾なしに、本業務に係る契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に負わせてはならない。

（３）　再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、本業務に係る契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本業務の一部を再委託する場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を委託者に提出し、その承認を受けること。

なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合は、再委託を承認しない。

（４）　本業務に関する経費の負担

資料作成、会議の出席等本業務に関する一切の費用は、委託料に含めるものとする。

（５）　損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

８　その他

（１）　本業務により発生する著作権その他一切の権利は、全て委託者に帰属させるものとする。

（２）　委託期間中及び委託期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

（３）　本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当たり、質疑が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。